第百三十九号中「第四百六号」を「第三百五十四号」に改め、同号を第百二十三号とする。
第百四十号及び第百四十一号を削る。
第百四十二号中「第二百六十七号」を「第二百三十四号」に改め、同号を第百二十四号とする。
第百四十三号中「第三百三十号」を「第二百八十九号」に改め、同号を第百二十五号とする。
第百四十四号中「第四百七号」を「第三百五十五号」に改め、同号を第百二十六号とする。
第百四十五号中「第百九十号」を「第百六十六号」に、「第三百九十八号」を「第三百四十六号」に改め、同号を第百二十七号とする。
第百四十六号中「第八十八号」を「第七十五号」に改め、同号を第百二十八号とする。
第百四十七号を削り、第百四十八号を第百二十九号とする。
第百四十九号中「第百九十号」を「第百六十六号」に、「第三百九十八号」を「第三百四十六号」に改め、同号を第百三十号とし、第百五十号から第百五十四号までを十九号ずつ繰り上げる。
第百五十五号及び第百五十六号を削り、第百五十七号を第百三十六号とし、第百五十八号を第百三十七号とする。
第百五十九号中「第二百三十八号」を「第二百八号」に改め、同号を第百三十八号とし、第百六十号から第百六十四号までを二十一号ずつ繰り上げる。
第百六十五号を削り、第百六十六号を第百四十四号とし、第百六十七号から第百七十号までを二十二号ずつ繰り上げる。
第百七十一号を削り、第百七十二号を第百四十九号とし、第百七十三号から第百七十九号までを二十三号ずつ繰り上げる。
第百八十号を削り、第百八十一号を第百五十七号とし、第百八十二号から第百九十二号までを二十四号ずつ繰り上げる。
第百九十三号を削り、第百九十四号を第百六十九号とし、第百九十五号を第百七十号とし、第百九十六号を第百七十一号とする。
第百九十七号中「ウシの脳又は」を削り、同号を第百七十二号とし、第百九十八号から第二百二号までを二十五号ずつ繰り上げる。
第二百三号を削り、第二百四号を第百七十八号とする。
第二百五号を削り、第二百六号を第百七十九号とし、第二百七号から第二百十三号までを二十七号ずつ繰り上げる。
第二百十四号を削り、第二百十五号を第百八十七号とし、第二百十六号から第二百二十五号までを二十八号ずつ繰り上げる。
第二百二十六号中「、クリの渋皮」及び「、タマリンドの種皮」を削り、同号を第百九十八号とする。
第二百二十七号を削り、第二百二十八号を第百九十九号とし、第二百二十九号を第二百号とし、第二百三十号を第二百一号とする。
第二百三十一号を削り、第二百三十二号を第二百二号とし、第二百三十三号から第二百四十三号までを二十九号ずつ繰り上げる。
第二百四十四号を削り、第二百四十五号を第二百十四号とし、第二百四十六号を第二百十五号とし、第二百四十七号を第二百十六号とする。
第二百四十八号中「第三百九十五号」を「第三百四十三号」に改め、同号を第二百十七号とする。
第二百四十九号を削り、第二百五十号を第二百十八号とし、第二百五十一号から第二百五十七号までを三十二号ずつ繰り上げる。
第二百五十八号を削り、第二百五十九号を第二百二十六号とし、第二百六十号から第二百六十七号までを三十三号ずつ繰り上げる。
第二百六十八号を削り、第二百六十九号を第二百三十五号とし、第二百七十号を第二百三十六号とする。
第二百七十一号を削り、第二百七十二号を第二百三十七号とする。
第二百七十三号を削り、第二百七十四号を第二百三十八号とする。
第二百七十五号を削り、第二百七十六号を第二百三十九号とし、第二百七十七号から第二百八十号までを三十七号ずつ繰り上げる。
第二百八十一号を削り、第二百八十二号を第二百四十号とし、第二百八十三号から第二百八十七号までを三十八号ずつ繰り上げる。
第二百八十八号を削り、第二百八十九号を第二百五十号とし、第二百九十号から第二百九十四号までを三十九号ずつ繰り上げる。
第二百九十五号及び第二百九十六号を削り、第二百九十七号を第二百五十一号とし、第二百九十八号から第三百十九号までを四十一号ずつ繰り上げる。
第三百二十号中「第百九十号」を「第百六十六号」に、「第三百九十八号」を「第三百四十六号」に改め、同号を第二百七十九号とする。
第三百二十一号中「第二百八十九号」を「第二百五十号」に改め、同号を第二百八十号とし、第三百二十二号から第三百三十号までを四十一号ずつ繰り上げる。
第三百三十一号を削り、第三百三十二号を第二百九十号とし、第三百三十三号を第二百九十一号とし、第三百三十四号を第二百九十二号とする。
第三百三十五号を削り、第三百三十六号を第二百九十三号とし、第三百三十七号を第二百九十四号とし、第三百三十八号を第二百九十五号とする。
第三百三十九号を削り、第三百四十号を第二百九十六号とし、第三百四十一号から第三百四十七号までを四十二号ずつ繰り上げる。
第三百四十八号及び第三百四十九号を削り、第三百五十号を第三百四号とし、第三百五十一号から第三百七十一号までを四十六号ずつ繰り上げる。
第三百七十二号を削り、第三百七十三号を第三百二十六号とし、第三百七十四号から第三百七十六号までを四十七号ずつ繰り上げる。
第三百七十七号を削り、第三百七十八号を第三百三十号とし、第三百七十九号から第三百八十四号までを四十八号ずつ繰り上げる。
第三百八十五号及び第三百八十六号を削り、第三百八十七号を第三百三十七号とする。
第三百八十八号及び第三百八十九号を削り、第三百九十号を第三百三十八号とし、第三百九十一号から第四百一号までを五十二号ずつ繰り上げる。
第四百二号を削り、第四百十三号を第三百六十号とし、第四百十四号から第四百十八号までを五十三号ずつ繰り上げる。
第四百十九号を削る。
備考中「第四百十九号」を「第三百六十五号」に改める。

○厚生労働省告示第百五十八号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月六日　　厚生労働大臣　細川　律夫

第2添加物の部C試薬・試液等の項1試薬・試液のN－アセチルグルコサミン，定量用の目及び定量用N－アセチルグルコサミンの目を削る。

第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項のN－アセチルグルコサミンの目及びダンマル樹脂の目を削る。

第2添加物の部E製造基準の項中「，ﾆﾝﾆｸｴｷｽ甘味，ﾍﾟﾍﾟｰ甘味」及び「，ﾏｻﾋﾞ甘味」を削る。